

個人と法人の減価償却制度

Q : 新しい減価償却制度がスタートしたようですが、個人と法人では違いがあるのですか？

A : 若干の違いがあります。

【解説】

ご承知のとおり、平成19年4月以後に取得する減価償却資産については、償却限度額及び残存価額が廃止され、新しい償却方法によって1円まで償却できる制度が創設されています。

この減価償却制度は、個人と法人で基本的には変わらないのですが、若干違う点がありますので注意しておいてください。

違う主な点は、次の点です。

- ① 法人は、損金経理をすることによって任意で減価償却費の計上ができることに対して、個人は、強制的に償却しなければならないことになっています。
- ② 個人が相続により減価償却資産を取得した場合は、その減価償却資産には新しい償却方法が適用されます。
- ③ 既存資産で償却限度額まで達したものについては、その到達後5年間で1円まで均等償却することになっていますが、個人については、平成19年分は適用されず、平成20年分からの適用となっています。
- ④ 選定した減価償却方法を変更する場合は、新しい償却方法を採用しようとする年の3月15日までに届出が必要ですが、平成19年度分については、平成20年3月17日までとされています。

